

静岡市 特定不妊治療費／男性不妊治療費助成事業のご案内

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）の経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成いたします。

* 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う

令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療不妊治療助成」の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、厚生労働省より通知があり、下記のとおり時限的に一部対象者の年齢要件が緩和されます。

* 対象年齢について

令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳で、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合、妻の年齢が44歳に到達する日の前日まで対象者とします。

（令和2年3月31日時点で妻の年齢がすでに43歳の方は対象外です）

* 通算助成回数について（令和2年度に初回助成時の治療期間初日の妻の年齢で判定します）

令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳で、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し41歳未満で初めて治療開始した場合は、通算回数を6回とします。

令和2年3月31日時点で妻の年齢が40歳以上43歳未満の方は通算回数3回です。

（令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳で新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し44歳未満で初めて治療を開始した場合は、妻の年齢が44歳に達する前日までに3回です）

* 対象年齢の方は令和3年3月31日までに申請してください。

I 特定不妊治療費助成（体外受精及び顕微授精に要した費用の一部を助成します）

1. 対象となる方

次のすべての要件を満たす方。

- (1) 夫婦の両方または一方が静岡市に住民登録のある方で戸籍上の夫婦である方
- (2) 医師の診断により、「体外受精」または「顕微授精」での治療を行った方
- (3) 指定医療機関において治療を受けた方

※ 平成26年度から所得制限はなくなりました。ただし、平成26年4月1日以降に治療を開始した申請に限ります。



2. 助成の内容

- (1) 対象となる経費は、指定医療機関において「体外受精」または「顕微授精」に要した費用です。

（ただし、配偶者以外の第三者から精子や卵子の提供を受けた場合や代理懐胎（代理母、借り腹）は対象外となります。）

なお、交通費、文書料、入院費など直接治療に関係しない費用は含まれません。

- (2) 助成上限額（1回の治療※1につき）

申請回数（通算）	助成上限額
1回目	30万円（C,F治療は7万5千円）
2～3回目	20万円※2（C,F治療は7万5千円）
4回目以降	15万円（C,F治療は7万5千円）

※1 1回の治療とは、原則 診察（治療計画）→採卵・採精→体外受精・顕微授精→胚移植→妊娠判定までの一連の不妊治療です

※2 平成26年3月31日以前に治療が開始した場合、2～3回目の助成上限額は15万円となります。

3. 助成上限回数

初回治療開始時の妻の年齢	40歳未満	40歳～42歳	43歳以上
通算助成回数	43歳になるまで 通算6回まで	43歳になるまで 通算3回まで	助成対象外

※助成回数については、国の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づき、過去に助成を受けた回数、転入前に他の自治体で助成を受けた回数も通算します。

助成対象となる治療

助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母胎の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

※採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成の対象となりません。

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植			妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲		
	薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵	新鮮胚移植			凍結胚移植	黄体期補充療法	胚凍結			黄体期補充療法	胚移植
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施													
B 凍結胚移植を実施*													
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあげて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

4. 特定不妊治療 指定医療機関（県内）

※ 県外の医療機関であっても、現地自治体が指定する医療機関であれば助成対象になります。

静岡赤十字病院（静岡市）	可睡の杜レディースクリニック（袋井市）
俵IVFクリニック（静岡市）	焼津市立総合病院（焼津市）
静岡レディースクリニック（静岡市）	三島レディースクリニック（三島市）
県立美術館前レディースメンタルクリニック（静岡市）	沼津市立病院（沼津市）
菊池レディースクリニック（静岡市）*指定日令和2年5月7日	聖隷沼津病院（沼津市）
浜松医科大学医学部附属病院（浜松市）	岩端医院（沼津市）
西村ウイメンズクリニック（浜松市）	かぬき岩端医院（沼津市）
総合病院 聖隷浜松病院（浜松市）	いながきレディースクリニック（沼津市）
総合病院 聖隷三方原病院（浜松市）	富士市立中央病院（富士市）
アクトタワークリニック（浜松市）	望月産婦人科医院（富士市）
産婦人科西垣ARTクリニック（磐田市）	長谷川産婦人科医院（富士市）

II 男性不妊治療費助成 精子を精巣などから採取するための手術費（男性不妊治療費）について、上乗せ助成します。

1. 対象となる方 次のすべての要件を満たす方

- （1）特定不妊治療費助成の「1. 対象となる方」の（1）～（3）を満たす方。
- （2）特定不妊治療指定医療機関、または同医療機関から紹介等をされた医療機関において特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に至る過程の一環として行われる、精子を精巣などから採取するための手術を受けた方。平成27年4月1日以降に行われた手術が対象。
（妻の特定不妊治療の治療区分がCの場合は対象となりません）

2. 助成の内容

- （1）対象となる経費は、以下の手術に要した費用です。ただし、医療保険が適用されないものに限り、
 - A 精巣内精子生検採取法（TESE）に係る費用
 - B 精巣上体内精子吸引採取法（MESA）に係る費用
 - C その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術に係る費用なお、交通費、文書料、入院費など直接治療に関係しない費用は含まれません。
- （2）精子が採取できず治療が終了したため特定不妊治療に至らなかった場合は、男性不妊治療費単独で助成対象とします。その場合、治療終了日が平成28年1月20日以降のものが対象で、妻の特定不妊治療の通算助成回数を1回使うことになります。
- （3）1回の治療につき、平成31年4月1日以降の初回の治療開始の方に対して30万円。
平成31年3月31日以前から治療開始の方、2回目以降の方は15万円を助成します。

III 申請期限・必要書類・申請方法など

1. 申請期限

1回の治療が終了した日※から起算して90日を経過する日まで（消印有効）

申請期限を過ぎた場合は、申請を受付けることができませんので、ご注意ください。

※「1回の特定不妊治療が終了した日」とは、妊娠の判定（妊娠の有無は問いません）の日、又は医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日を指します。

*** 申請の受付順序は、治療期間（治療終了日）の順とします。遡っての申請は受付できません。**

申請受付から2、3か月後に、決定の可否を通知します。

決定通知は、確定申告等で必要となる場合があります。再発行はしませんので、大切に保管してください。

2. 必要書類 ※様式の記入には、消えるボールペンは使用しないでください。

(1) 特定不妊治療費補助金交付申請書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)(2)(3)の書類は、子ども家庭課（清水庁舎9階）、各区健康支援課、各区子育て支援課または県内指定医療機関にて入手してください。また、市役所ホームページからも入手できます。 ・記入例をよく確認の上、ご記入下さい。
(2) 特定不妊治療費受診等証明書（様式第2号）	
(3) 請求書（様式第5号）	
(4) 特定不妊治療を受診した指定医療機関が発行する領収書 男性不妊治療を受診した指定医療機関等が発行する領収書 ※コピー不可	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)の証明書に記入されている期間のものをすべてお持ちください。
(5) 戸籍謄本（全部事項証明書）※コピー不可 （発行日から概ね3か月以内のもの） ☆各区役所戸籍住民課及び各支所、市民サービスコーナーで発行しています。 （本籍のある市町で取得してください） ※年度内（4月から翌年3月）に特定2回目、一般・不育の申請をされた方は、省略可。 ※ただし、記載内容に変更があった場合には、再度取り直してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦共に日本国籍を有する者 戸籍謄本（全部事項証明書）1通ご用意ください。 ・夫婦のどちらかが日本国籍を有する者 日本国籍を有する者の戸籍謄本（全部事項証明書）1通ご用意ください。 ・夫婦共に外国籍を有する者 婚姻をしていることを証する書類（住民票または婚姻証明書など）1通ご用意ください。
(6) 申請する年の（1～5月申請の際は前年）1月1日現在の住民票が静岡市外にあった方のみ、当時の住所地の市区町村で発行される夫と妻の前年（又は前々年）の所得証明書（市県民税課税（所得）証明書）※コピー不可	<ul style="list-style-type: none"> ・取寄せ方法等は、当時の住所地の市区町村の住民税担当部署へご確認ください。

※申請の際、申請書（様式第1号）に押印した印（スタンプ印不可）、振込先口座のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

3. 窓口での申請書等提出先

- 葵区健康支援課（葵区城東町24番1号 城東保健福祉センター内2階）TEL054-249-3196
- 駿河区健康支援課（駿河区曲金三丁目1番30号 南部保健福祉センター2階）TEL054-285-8377
- 清水区健康支援課（清水区渋川二丁目12番1号 清水保健福祉センター3階）TEL054-348-7981
- 葵福祉事務所子育て支援課（葵区追手町5番1号 葵区役所2階）TEL054-221-1093
- 駿河福祉事務所子育て支援課（駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所2階）TEL054-287-8674
- 清水福祉事務所子育て支援課（清水区旭町6番8号 清水区役所1階）TEL054-354-2120

ちらしの内容に関するお問い合わせは、子ども家庭課（電話054-354-2649）へ

4. 郵送による申請（申請日は消印日です）（郵送受付は静岡市役所子ども家庭課のみです）

郵送で申請される場合は、返信用（領収書原本返却用）にレターパックプラス、又はレターパックライトを同封してください。

レターパック等は郵便窓口・コンビニエンスストアなどの郵便切手類販売所（一部を除きます）にて購入できます。

※ 普通郵便など配達記録の残らない方法での不着事故などに関しては責任を負いかねます。

郵送先住所：〒424-8701 清水区旭町6番8号

宛先：静岡市役所 子ども家庭課 給付係

【問合せ先】

静岡市子ども未来局 子ども家庭課 電話：054-354-2649

住所：〒424-8701 清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎9階

静岡市役所ホームページ（<http://www.city.shizuoka.jp/>）では、ご案内と申請書類『特定不妊治療費補助金交付申請書（様式第1号）・特定不妊治療費受診等証明書（様式第2号）男性不妊治療費受診等証明書（様式第3号）・請求書（様式第5号）』を取り出すことができます。

（静岡市役所HP ⇒ 子ども家庭課 ⇒ 不妊治療費助成制度）